

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	市民文化部 市民協働課
許 認 可 等 名	徳島市勝占中部コミュニティセンターの利用料金の減免
根 拠 法 令	徳島市地区コミュニティセンター条例
根 拠 条 項	第9条
連 絡 先	勝占中部コミュニティ協議会 (電話 669-1671)
審 査 基 準	<p>徳島市地区コミュニティセンター条例施行規則 第2条 条例第9条の規程により、指定管理者は、次のいずれかに該当するときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 本市が利用するとき。 (2) 国の機関又は地方公共団体(本市を除く。)若しくはその機関が利用するとき。 (3) 指定管理者が利用するとき。 (4) その他指定管理者が特に必要と認めるとき。</p> <p>【その他】</p> <p>1 定期利用(週1回以上を1ヶ月以上)の場合は、40%引きとする。 2 役所等の行政、コミュニティ協議会及び公民館主催事業、老人及び身体障害者等、学童保育、学校行事に関する利用の場合は、無料とする。 3 公共的団体及びこれに準ずる団体、小学生の課外活動に関する父兄会(保護者会)、午前4時から午前9時までの利用の場合は、半額とする。</p>
	参 考 事 項
	設 定 等 年 月 日
標 準 処 理 期 間	<p>標準処理期間 総日数 即 日 ~ 5 日 (休日を除く)</p> <p>(設定しないものについてはその理由)</p>
	設 定 等 年 月 日